

資格喪失時の被保険者証の返却のお願い

お勤め先を退職した場合や就職により家族加入から外れる場合は、**資格喪失した日以降その被保険者証は使用できません。**

被保険者証は、医療機関での受診時や、場合によっては身分証明にも使用される大切なものです。

紛失や盗難等により被保険者証が悪用されるようなことを防止するためにも、**資格喪失時は速やかに被保険者証を返却**いただくようお願いいたします。



Q 急な退職や転居等により連絡が取れず回収できない場合は？

→ 喪失届出書の裏面⑧「被保険者証添付不能届」のご記入をお願いします。

Q 喪失日より前に喪失届出書を提出したい場合は？

→ 喪失届出書の裏面⑧「被保険者証添付不能届」に、喪失日以降、被保険者証を返却することをご記入してください。

Q 病院の窓口でなにも言われてなかったのに使える？

→ 被保険者証には、ICチップなどが組み込まれていないため、病院等の医療機関の窓口では、その被保険者証が喪失しているものかどうかの判断ができません。

すでに医療機関で受診してしまった場合は、被保険者証が変わったことをすぐに医療機関に連絡してください。

★事業主様・事務ご担当者様へ★

職員の方の退職等、資格を喪失される際には、必ず被保険者証（ご家族の被保険者証や高齢受給者証を含む）の回収・返却をお願いします。

※喪失日に被保険者証の回収ができていない場合は、喪失届を先にご提出いただき、被保険者証は返却され次第ご返却をお願いします。

